

# 出店規約

## 【規約の履行】

「城島高原パークリニューアル1周年記念感謝祭」に伴うイベントを請負ったものであり、出店者は規約を遵守するものとし、違反及び損害を生じさせると主催者が判断した場合は、出店中止または展示内容の変更等を行うものとする。これを不服とし異議を申し立てることができないものとする。また実際に損害賠償が生じるような事象が発生した場合は出店者がその一切の責務を負うものとする。

## 【出店資格及び申込】

各出店希望者を募り、下記選考基準を通過した者の中から主催者が決定いたします。また具体的な選考内容については公表いたしません。

主催者が出店を認め、連絡を受けたもの場合のみ出店することができるものとする。

- ①申込時に電子媒体等で営業風景及び出店者本人の顔写真を送付すること。
- ②申込書の記載に不備や虚偽がないこと。
- ③出店内容が趣旨・趣向がイベント内容に則していること。
- ④出店者の作品が、第三者の権利を侵害していないこと。
- ⑤施設管理者および来場者または他の出店者から苦情が予測されるようなことがないこと。
- ⑥出店者およびその関係者が反社会的勢力でないこと。
- ⑦その他出店者が著しく不相応と判断されるようなことがないこと。

## 【禁止事項】

- ①出店ブースの他者への譲渡および貸与は出来ません。
- ②コラボブースが可能なイベントの際は申込時に記載した代表者を出店者とします。また出店者の判断で追加出店、コラボ出店はできないものとし事前に主催者の許可をえるものとする。
- ③事前に申請した商品以外の販売はできないものとする。ただし主催者の承諾を得た場合はこの限りではない。
- ④出店名の表記については、基本的に申込時の出店名とする。ただしコラボブース等で出店名を変更する際は事前に主催者の承諾を得るものとし、主催者の申し渡す期日までに申し出るものとする。期日以降は受け付けることができないものとする。
- ⑤販売する商品は募集要領およびに記載された内容のものとし、動物、危険物、コピー商品、公序良俗に反する商品など、社会通念上販売が許されないものの販売。
- ⑥ハンドメイド商品で布地などを制作して再販が禁止されている物、著作権を侵害する物に関する商品の販売。
- ⑦主催者側が販売することに問題があると判断した場合は販売中止をして頂きます。

### 【出店ブース配置】

ブースの配置については、出店内容に基づき主催者が決定するものとする。なお会場の形状などを顧慮し、出店者に抽選をして頂く場合は内容および日時等を通知し実施する旨を承諾するものとする。ブース内で流す音楽は他の出店者やステージイベントの迷惑とならぬよう配慮すること。苦情が出た場合には注意および改善を求めることを承諾すること。

### 【搬入搬出およびブース設営】

搬入（前当日）および搬出の時間、車両の移動および経路については別途“出店案内”に従うこと。時間厳守とし、誘導スタッフの指示に従うこと。

ブースの設営（持込テント）が必要な場合は天候を考慮しウエイトや杭などでの補強を行うこと。

数日間の開催に及ぶ場合、風雨対策や夜間にブースを覆うシートなどを用意すること。

台風等の接近により基準値を超える風が予想される場合は会場設営の延期および中止を余儀なくされます。その際、ブースの配置やテントの設営などの変更を伴う判断をする場合があります、決定後直ちに出店者への連絡を致します。

什器および電源など必要なものは出店者が準備すること。但し施設管理者より有償および無償にて貸付が可能な場合はその限りではない。

サインやノボリなどを設置する場合は、ブース内および許可された範囲内に設置すること。

イベントのイメージを大きく損なう場合や周囲のブースとの調和を著しく乱す場合は変更および撤去を主催者が指示できるものとする。

会場内の通路に関してはお客様の移動を目的としたものであり、災害時には避難通路となり、通路を遮るような商品の展示や近隣の出店者への配慮を欠く展示等は行ってはならない。

### 【出店キャンセル】

出店確定は電子媒体で通知いたします。

①出店確定後、出店者の都合によるキャンセルは出店料の返金に応じることはできません。

②出店確定後に出店料の振り込みが完了していない場合のキャンセルについては、運営経費として出店料の30%または全額を請求させていただきます。

③出店確定後、振り込み期限を超過し、その後連絡がない場合にはキャンセルとみなし出店不可とさせていただきます。尚その場合①および②と同様といたします。

④①および②の取扱いについては書面にて請求書を郵送させていただきます。

※入金がない、メールでの連絡が取れない、入金済みだと勘違いだったなどトラブルが生じる場合があります。必ず「出店キャンセル」については申込者本人が連絡をすること。

※出店確定後のキャンセルで開催運営に支障をきたすと判断した個人もしくは団体には今後申し込みの受付をお断りさせていただきます。

### 【天候による中止などの判断】

天変地異、自然災害等、開催が困難となった場合は、イベントの全日程および一部を中止することがあります。その際出店者が準備した経費については主催者が賠償責任を負うことはありません。イベント開催の可否またか変更が生じる場合は、メールおよび SNS にて中止および変更の連絡を致します。

### 【開催中止の対応】

天変地異、自然災害、ウイルス等による感染症の緊急事態宣言の発令などで開催が困難と判断した場合は、出店料の一部を返金致します。

返金額については、開催準備費および中止に伴う経費（企画・運営・広告・人件費・キャンセル料等）を差し引いた金額と期日を各出店者に通知後、送金させていただきます。

### 【損害賠償】

搬入搬出およびイベント開催中、出店者の責による商品管理の過失および借上げ施設および来場者または関係者への毀損等で損害賠償が生じる場合は、出店者の負担で全額支払うものとする。

風雨および地震など自然災害をはじめとした搬入搬出時の車両事故等によるトラブルについても、出店者が損害賠償の責を負うものとする。

### 【飲食販売】

イベント開催に伴う飲食の製造、販売については以下を遵守し安心安全な商品の提供を行うものとする。

- ①販売商品は保健所の営業許可を受けている施設で準備、製造を行ってください。
- ②食品表示が必要な商品の販売においては必ず表示すること。
- ③テント販売および車両販売ともに許可された調理法に基づいて調理、販売を行ってください。
- ④食品の取扱いにおいては、食中毒や感染症の発生がないよう衛生的な取扱いと注意を払うこと。
- ⑤火気の取扱には充分注意を払うこと。また火気類に関しては毎日搬入搬出を行い施設内に残さないこと。
- ⑥開催においては管轄消防署への申請を行います。  
その際は使用される燃料や火気、消火器の配置図をご提供して頂きます。
- ⑦開催に際してはイベント開催地の管轄保健所への申請を行います。
- ⑧管轄保健所への申請をお願いします。なお、必要に応じて代理申請を行います。
- ⑨イベントにおいて調理販売された食品における衛生面の不備や調理過程においてお客様をはじめその他第三者に損害を与えた場合、出店者はその責を負うものとする。
- ⑩出店者は P L 保険などの食品賠償保険への加入を行う。

**【領収証の発行】**

出店料等、申告に必要な領収証はお振込みの際、明細・ネット送金の場合は画面の印刷にて領収証とさせていただきます。（申告時に使用可能です。）

紛失された場合、再発行はできませんので大切に保管してください。

尚、備品の貸出等で当日精算については、領収証を発行いたします。

株式会社 メリッサ  
代表取締役 森迫 友美